

「大阪府人権施策推進基本方針」の変更案に対する府民意見等の募集結果

○募集期間 : 令和3年8月11日(水曜日)14時から令和3年9月10日(金曜日)24時まで

○募集方法 : 郵便、ファクシミリ、電子申請

○意見総数 : 15件 (うち意見の公表を望まないもの0件)

いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。

(※1件の提出のうち、内容の異なる意見等が複数あった場合は、複数の該当箇所に分割して回答しています。)

※いただいたご意見等については、趣旨を損なわない範囲で整理しています。

| No. | ご意見・ご提言 | 大阪府の考え方 |
|---------------------------|---|---|
| 第2 大阪府における人権をめぐる状況 | | |
| 3 取り組むべき主要課題 | | |
| 1 | <p>[P5] (3) 高齢者の人権、(4) 障がい者の人権</p> <p>責任をもった地域包括システム実現のためには、成年後見制度の活用が不可欠であることを確認すべきである。同制度が、判断能力を十分有していないことを理由に高齢者・障がい者が被り得る虐待・権利侵害といった不利益を防止するために用意された法制度に他ならないことの周知徹底を図る取組を行うべきである。</p> <p>また、様々な理由で親族の協力を得られない高齢者・障がい者が存在し、本人のために早急に成年後見制度の利用を検討すべきケースもある。親族の協力を得られないことや本人の経済的な負担等を理由に成年後見制度の利用が難しくなるのではなく、本人のために同制度をより利用しやすくする取組も求められる。</p> <p>これらの取組を前提としてこそ、高齢者・障がい者の権利擁護を目指すことができるのである。</p> | <p>大阪府では、判断能力を十分に有していない方が制度利用につながるよう、市町村等の相談実務担当者に対する権利擁護に係る実務研修会を行っています。</p> <p>また、市町村職員に対する成年後見制度 市町村長申立て研修を実施し、市町村長申立てが積極的に活用され、様々な理由で親族の協力を得られない高齢者・障がい者が制度を利用できるよう、支援を行っています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>[P6] (5) 同和問題</p> <p><意見></p> | <p>今回の変更案では、インターネット上における様々な人権侵害が社会的な問題となっていることから、取り組むべき主要課題として8ページの項目(9)で取り上げてい</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>「令和2（2020）年6月に」から「高いことなどが報告されています。」まで、及び「また、インターネット上での差別の助長・誘発といった課題への対応も求められています。」を削除する。</p> <p><理由></p> <p>インターネット上の誹謗中傷は、同和問題に限らず、他の分野の人権問題に対しても行われていることから、同和問題に限ってネットの誹謗中傷問題を記載することは不適切である。</p> | <p>ます。</p> <p>特に部落差別（同和問題）に関しては、府民意識調査の結果において、インターネット上での誹謗中傷や同和地区と呼ばれる地域の所在地リスト等の掲載が、「あると思う」又は「どちらかと言えばあると思う」と回答した人の割合が50%を超えていることを踏まえ、同和問題においてインターネット上の課題を取り上げています。</p> |
| 3 | <p>[P6]（6）外国人の人権</p> <p><意見></p> <p>「近年では、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的な問題になっています。」について、本問題が提起されてから長い時間が経過しているため、「近年では、」という書き出しを再考していただきたい。</p> | <p>平成28（2016）年にヘイトスピーチ解消法や大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例が施行され、現在までに5年以上が経過しており、また、こうした法律や条例の施行に至るまでにヘイトスピーチが社会問題化していたことから、ご意見を踏まえ、「近年では」という文言を、以下のとおり修正しました。</p> <p>「さらに、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的な問題になっています。」</p> |
| 4 | <p>[P6]（6）外国人の人権</p> <p>意見は、「また、大阪府には、歴史的経緯から」から「日本名（通名）で生活せざるをえない人もいた」といった問題も存在しています。」までを削除してください。</p> <p>理由は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「歴史的経緯」のエビデンス（証拠）が公文書に見当たりません。あるのであれば、それを公表してください。 2. 法令等を根拠に通名にするよう求めているのではないため、また、韓国・朝鮮人ではない民族は本名を名乗り続けているのであるため、「意に反して」や「せざるをえない」という表現は不適切です。 | <p>大阪府で暮らしている韓国籍・朝鮮籍の人は、在留外国人のうち最も多く、約4割を占め、そのうちの多くの人は、様々な事情によって、戦前から暮らしている人とその子孫です。</p> <p>また、府内においては、韓国・朝鮮人に対する差別的な行為が見受けられるために本名ではなく日本名を使用する人もいることから、外国人の人権に関する課題の一つとして取り上げています。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>3. 通名を使うことは、本人の了解の上で行っており、それ自体は差別ではないため、人権の問題として「存在しています」は誤った書き方です。</p> | |
| 5 | <p>[P6] (7) 感染症に関する人権問題</p> <p>感染症に関する人権問題については、挙げられているもの以外にも、「肝炎（特にB型）」患者に対する差別（歯科診療の拒否など）も深刻であると耳にします。この点にもふれられてはいかがでしょうか。</p> | <p>感染症に関する人権問題について、代表的な事例として、HIV陽性者、ハンセン病を取り上げておりますが、感染症に関する正しい知識の普及啓発により偏見や差別意識を解消し、誰もが安心して生活できる環境づくりが求められていると認識しています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>[P10] (13) 生活困窮（貧困）をめぐる人権課題、(14) ホームレスの人権問題</p> <p>ホームレスとは安定した住居を持たない状況をいうのであって、特定の人々を指す用語ではない。生活困窮者自立支援施策は、ホームレス状況の解消を目指す中で生まれてきたものであって、ホームレス問題はすなわち、生活困窮（貧困）問題に他ならないことを看過すべきではない。</p> <p>既存のホームレス自立支援制度に加え、生活困窮者自立支援制度を活用して、両制度の関係者が連携することで初めて、個々人の多様な貧困問題に対処し、ホームレス状況から脱却出来るのである。</p> | <p>ホームレス問題の解決には、個々の状況、背景の把握、対応から、ホームレスとなることを防ぐ取り組みに至るまで、様々な取り組みを関係機関が有機的に連携し、効果的に実施していくことが必要です。</p> <p>大阪府では生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業を中心に、他施策との連携を図りながら、ホームレスの自立支援施策を総合的に推進しています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |
| 7 | <p>[P11] (16) その他の取り組むべき人権課題</p> <p>こちらに「刑を終えて出所してきた人や家族」に対する支援について、記載がありました。とても重要な問題だと思います。過ちを犯したからといって社会から排除するのではなく、支援することがご本人や家族の将来にとっても、社会にとっても有益なことです。ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。</p> <p>ただ、出所者の人権を擁護するためには、服役している期間の人権もしっかりと保</p> | <p>すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことが重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| | <p>護されなくてはいけないと思います。必要な医療や教育を受けられ、自尊心を傷つけることなく刑事施設で過ごすことが、人権の観点からも、社会復帰促進の観点からも必要ではないでしょうか。</p> <p>社会が、出所者に偏見をもったり差別したりする実情もありますが、受刑中に刑務官が受刑者を虐待したり、受刑者の人格を尊重しないことも少なくないと思います。受刑者の人権もないがしろにしないような取り組みもぜひ行っていただきたいです。</p> | |
| 第3 人権施策の基本方向 | | |
| 8 | <p>[P12]</p> <p><意見></p> <p>「府民意識調査においても」から「4.7ポイント増加しています。」までを削除する。</p> <p><理由></p> <p>府民意識調査の結果がどうあれ、人権施策は推進すべきであるため、この調査結果を記載する意味は無い。仮に、調査結果が低下した場合、人権施策を後退させることを示唆している。</p> | <p>調査結果は、府民意識の現状を指標として掲載しているものです。</p> <p>今後とも、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権施策を推進してまいります。</p> |
| 1 人権意識の高揚を図るための施策〔施策の方向〕 | | |
| 9 | <p>[P13]（1）人権教育の推進について</p> <p>「幼少期から生命の尊さや人の人たる道（人間として基本的に守らなければならないルール）に気づかせ」という記述がありますが、「幼少期から気づかせる」という表現に、そもそも子どものもつ権利が軽視されているのではないかと思います。幼少期から人権について考え、学ぶ機会を、おとなが保障することが重要だと考えます。</p> <p>また「人の人たる道（人間として基本的に守らなければならないルール）」とは具体的に何を指すのか教えてください。ルールを学ぶことは否定しませんが、その人が社会のルールを守ること、その人の基本的人権が保障されることとはバーターではないはずで、「義務を果たさない人間の人権は認めない」という間違っただ解釈につながることを懸念します。この表現は削除するか、より適切なものに変更していただきたいです。</p> | <p>人の人たる道（人間として基本的に守らなければならないルール）については、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心をはぐくみ、お互いを大切にしよう態度を意味しています。</p> <p>豊かな情操や思いやりをはぐくみ、お互いを大切にできる態度と人格の育成をめざす人権基礎教育に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすものと考えます。</p> |

| 2 人権擁護に資する施策〔施策の方向〕 | | |
|---------------------|--|--|
| 10 | [P15]人権侵害事象が起こった場合に、方針の中で「法務局人権擁護委員」制度のことが記されていますが非常に対応に時間がかかるのと、救済には程遠い現状があります。こうした調停や事実確認について権限の在り方について検討、裁判所等ではない行政などへの実効性を明記してほしい。 | 大阪府では、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立するよう、国に対し要望しているところです。 いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |
| 第4 推進にあたって | | |
| 1 庁内の推進体制 | | |
| 11 | [P15]「知事をトップとする」という記述をわざわざ入れている理由をお聞かせください。京都府や兵庫県の方針には同様の表現は見られないため、大阪府はあえてそのことを強調している印象を受けました。人権に関する施策は、府のあらゆる施策の前提となり得るものであり、知事に対しても人権研修の受講を必須とし、人権尊重の考え方や知見を深めるべきと考えます。 | 大阪府では、平成15年、知事を本部長とする大阪府人権施策推進本部体制を確立し、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策を総合的かつ効果的に進めてきました。今後とも、同体制のもと、総合的な見地から整合性のある施策を推進します。 いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |
| 3 企業、NPO等との連携 | | |
| 12 | [P15]人権教育及び啓発について交流活動が大事だと思っています。NPOやその他団体との連携や協力がうたわれていますが、現実には具体的な手立てが無く、市民任せになっていることから基本方針の中で支援策について明記してほしい。 | この基本方針で定める人権施策の基本方向に沿って、引き続き、NPOやその他団体との連携・協力を図りながら、具体的な支援策を講じてまいります。 |
| 13 | [P15]昨今、SDGsへの社会的関心が高まり、また、昨年、日本においても、ようやく「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。同計画では、様々な人権課題を横断的事項として挙げた上で、国家の義務とともに、企業の責任のための取り組みも定められています。企業等との連携について、わずか3行の記述でとどめるのではなく、企業が「ビジネスと人権」に取り組むための支援や、企業の「人権デュー・ディリジェンス」を促進することにもふれていただきたいと思います。 | ご意見を踏まえ、国において、令和2（2020）年10月に策定された「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）に関する記載を以下のとおり追記しました。 「これまで、府内では企業やNPOなどの諸団体が人権問題の解決のための様々な取り組みを行ってきました。 |

| | | |
|------------|--|---|
| | | <p><u>近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心の高まりを背景に、国においても、令和2（2020）年10月「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）が策定されました。同計画では、今後、政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・デシリジェンスの導入・促進への期待が表明されています。</u></p> <p>人権施策を効果的に推進していくため、<u>企業や NPO などの諸団体の活動とより一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。</u>」</p> |
| その他 | | |
| 14 | 「大阪府人権施策推進基本方針」が絵に描いた餅にならないように、大阪府内に現存する遊郭での人権侵害を直ちに S T O P させるべきです！！ | 大阪府人権施策推進基本方針では、特に、取り組むべき課題として「遊郭の一掃」について掲げていませんが、別に定める「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」において、「買売春・人身取引への対策の推進」として、「買売春と人身取引による女性や児童の被害を未然に防ぐため、啓発活動の推進や取締りの強化を図るとともに、被害者の保護が必要な場合には、女性相談センター（婦人相談所）において適切に保護を行うなど、買売春と人身取引の防止に向けた取組を推進します」としているところです。 |
| 15 | <p>取り組むべき課題として、女性の人権を無視するような「遊郭の一掃」を掲げるべき。</p> <p>知事として、コロナ対策に次ぐ優先課題として認識すべき。見て見ぬ振りが一番の人権侵害では無いでしょうか？！</p> | |